

技管第 231 号
令和 3 (2021) 年 10 月 7 日

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴う工事及び業務の今後の対応について (参考送付)

このたび、令和 3 年 9 月 30 日に本県を含む全国の緊急事態宣言が解除されたところですが、宣言解除後の工事及び業務の対応につきましては、引き続き「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」(令和 3 (2021) 年 8 月 26 日付け技管第 169 号) による工事及び業務の一時中止措置等や感染拡大防止対策の適切な実施について周知しておりますので、参考に送付します。

また、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 14 日 (令和 3 年 5 月 12 日改定版))」等を参考に感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

栃木県県土整備部技術管理課
技術調整担当 中田・金子
TEL : 028-623-2421
FAX : 028-623-2392